

標準例2 標準入札説明書例(第10条関係)

入札説明書

支社の 工事に係る入札公告に基づく一般競争入札【条件付一般競争入札】については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 年 月 日
2. 契約責任者 西日本高速道路株式会社 支社 支社長
3. 担当部署 西日本高速道路株式会社 支社 【契約担当部署を記載】
(住所) 〒 - 県 市 区
(電話番号) - -

4. 工事概要

- (1) 工事名 自動車道 トンネル(その1)工事
- (2) 工事場所 自) 県 市 町大字
至) 県 市 町大字
- (3) 工事内容 本工事は、トンネル掘削工事(ヶ所 - 延長 m)及び橋梁下部工工事(ヶ所 - m)を含む延長 m(土工量 m³)の暫定二車線施工の土木工事である。

【施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型の場合は、提出を求める技術提案及び施工計画の内容に応じて、次のような技術的解説を加える。】

本工事に含まれる トンネル(延長 m)は、急峻な地形に大小 本の断層破碎帯をもつ比較的地下水の多い地質であることが予想される。自然条件を十分把握して施工する必要があるとともに豊富な施工経験・知識に裏付けされた高度な施工技術が要求される工事である。

- (4) 工期 契約締結日の翌日から 日間
- (5) 使用する主要な資機材

コンクリート	m ³
鉄筋	t
ロックボルト	本
鋼アーチ支保工	基
アスファルト合材	t
ガードレール	m

【協議合意方式以外の場合】

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出に併せて、「**企業の基礎的な技術力**」、「**企業の高度な技術力**」及び「**企業の信頼性・社会性**」【**総合評価落札方式の区分及び設定する評価項目に応じて記載する。**】に係る技術提案について記述した競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出することにより、入札価格と価格以外の技術的要素をもって契約の申込みを行わせ、それらを総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な申込みを行った入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。**また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。【契約後V Eの場合に記載する】**

【**協議合意方式の場合**】

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出に併せて、「**企業の基礎的な技術力**」、「**企業の高度な技術力**」及び「**企業の信頼性・社会性**」【**総合評価落札方式の区分及び設定する評価項目に応じて記載する。**】に係る技術提案について記述した競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出することにより、入札価格と価格以外の技術的要素をもって契約の申込みを行わせ、それらを総合的に評価した結果、以下の方法により西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする**総合評価落札方式(協議合意方式付)の対象工事**である。**また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。【契約後V Eの場合に記載する】**

1) 契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者があった場合

契約参考価格の範囲内で入札した者のうち、価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者若しくは協議対象者とする。

2) 契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者がなかった場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者がなかった場合、入札者に対する指示書第18-3に基づき価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

【**入札前価格見積方式の場合**】

(7) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「**見積対象**」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認(以下「**技術確認**」という。)を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して**契約制限価格【契約参考価格】**の設定を行う方式をいう。

【**発注規模確定価格を設定した場合**】

(8) 本工事における契約責任者、下記5.(2)に規定する競争参加資格条件【一般競争入札又は条件付一般競争入札で等級区分の設定がある場合】及びその他の条件は、契約制限価格【契約参考価格】にかかわらず本工事の入札公告時における発注規模に基づくものである。

【条件付一般競争入札の手続期間を短縮する場合】

(9) 本工事は、契約事務手続きを迅速に行うため通常の条件付一般競争入札と比べ手続に要する期間を短縮する条件付一般競争入札（期間短縮型）の対象工事である。

【概略発注方式の場合】

(10) 本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。

5. 競争参加資格

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

【一般競争：単体】

(2) 開札時に平成・年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が点以上であること。）

【一般競争：混合】

(2) 開札時に平成・年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が点以上であること。）又は、この条件を満たす者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

【条件付：単体】

(2) 開札時に平成・年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加有資格のうち、「工事」の資格を有し、かつ、「等級」に格付けされ【等級区分の設定がある場合】している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)

【条件付：混合】

(2) 開札時に平成 年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加有資格のうち、「 工事」の資格を有し、かつ、「等級 」に格付けされている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)又は特定建設工事共同企業体を構成する場合は、「等級 」に格付けされている二者で構成された特定建設工事共同企業体若しくは「等級 」と「等級 」に格付けされている二者で構成された特定建設共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(3) 上記5.(2)の認定を受けていない者であっても、下記8.により競争参加資格確認申請書等を提出することはできる。この場合において、上記5.(1)及び下記5.(4)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記5.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格の有無を確認するものとする。競争参加資格を認められた者が入札に参加するためには、開札の時に上記5.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

【条件付の場合】

(4) 西日本高速道路株式会社が発注した工事で入札公告の前年度から起算した過去2年間に完成・引渡しが完了したものに於ける当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

(5) 平成 年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡し完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績としていないものを除く。なお、共同企業体(経常建設企業体を含む。以下同じ。)の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

【複数工種の施工実績を求める場合の例】

	工 種	
	切盛土工	基礎工
同種工事	土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が 万m ³ 以上の道路の土工工事	躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ) m以上のコンクリート橋脚の工事

【複数工種の施工実績（緩和有り）を求める場合の例】

	工 種	
	切盛土工	基礎工
同種工事	土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 万m ³ 以上の道路の土工工事	躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ） m以上のコンクリート橋脚の工事
同種工事（緩和）	土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 万m ³ 以上の道路の土工工事	コンクリート橋脚の工事

同種工事（緩和）は、共同企業体の代表者以外の構成員が有すべき同種工事を示す。

【誤解の生じやすい用語については、定義を明確にするため用語の解説を記載する】

（6）次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

【配置予定技術者に施工実績を求める場合】

現場代理人、専任の主任技術者又は監理技術者が、平成 年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績としていないものを除く。

【複数工種の施工実績を求める場合の例】

	工 種	
	切盛土工	基礎工
同種工事	土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 万m ³ 以上の道路の土工工事	コンクリート橋脚の工事

【単一工種の工事経験を求める場合の例】

工種	トンネル工
同種工事	NATM工法により施工した設計内空断面積 m ² 以上あるトンネルの工事

配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者は全ての工種について同種工事の経験を有すること。なお、全ての工種の経験を同一の者が有している必要はない。

【詳細設計等現場不稼働期間が有る場合】

同種工事の経験を有する者は、工事現場が稼働（工事準備を含む）している期間（平成 年 月から平成 年 月を予定）に専任で配置できる者であること。

【橋梁等工場制作期間が有る場合に記載する。】

工場製作に係る同種工事の経験を有する技術者は工場製作期間、上部工架設に係る同種工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動(工事準備を含む)している期間に配置すること。なお、上部工架設に係る同種工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼動(工事準備を含む)している期間(平成 年 月から平成 年 月までを予定)に専任で配置できる者であること。

専任の主任技術者又は監理技術者が、1級 施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、専任の主任技術者又は監理技術者が同種工事 の経験を有さない者で、別の現場代理人が同種工事 の経験を有する者として申請する場合、現場代理人は1級 施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有しなければならない。

専任の主任技術者又は監理技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

配置予定技術者は複数の候補者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、資格・実績等が一番低いと判断される者で評価する。

【配置予定技術者に施工実績を求めない場合】

【詳細設計等現場不稼動期間が有る場合】

配置技術者は、工事現場が稼動(工事準備を含む)している期間(平成 年 月から平成 年 月を予定)に専任で配置できる者であること。

【橋梁等工場制作期間が有る場合】

工場製作に係る配置技術者は工場製作期間、上部工架設に係る配置技術者は工事現場が稼動(工事準備を含む)している期間に配置すること。なお、上部工架設に係る配置技術者は、工事現場が稼動(工事準備を含む)している期間(平成 年 月から平成 年 月までを予定)に専任で配置できる者であること。

【配置予定技術者に資格要件を求めない場合】

専任の主任技術者又は監理技術者が、建設業法等で定める資格を満足する者であること。

【配置予定技術者に資格要件を求める場合】

専任の主任技術者又は監理技術者が、1級 施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、専任の主任技術者又は監理技術者が同種工事 の経験を有さない者で、別の現場代理人が同種工事 の経験を有する者として申請する場合、現場代理人は一級 施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有しなければならない。

専任の主任技術者又は監理技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】

いものとする。】

監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

【詳細設計を含む工事の場合に記載する。】

(7) 入札公告 () 掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。

(8) 施工計画が適正であること。

【施工能力評価型(簡易型)総合評価落札方式による工事の場合。ただし、本要領第5条第3項の場合は記載しない。】

入札説明書に示した図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)に基づき適切・確実に施工する能力を確認するため、次に掲げる項目に対する技術的所見及び施工計画を提出して適正と認められること。

【個別工事の内容に応じて記載する。】

工程管理に係る技術的所見

品質管理に係る技術的所見

安全管理に留意すべき事項

施工上配慮すべき事項

【標準案を示して企業の高度な技術力に係る技術提案を求める工事の場合】

企業の高度な技術力に係る技術提案において、入札説明書に参考として示した図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)又はそのうちあらかじめ指定する部分(以下「標準案」という。)の内容と異なる方法により施工しようとするときは、当該技術提案による施工計画を提出して適正と認められること。又は企業の高度な技術力に係る技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意志があるとき、若しくは企業の高度な技術力に係る技術提案を行わないときは、標準案による施工計画を提出して適正と認められること。

【高度技術提案型総合評価落札方式による工事の場合】

入札説明書において示す最低限の要求要件に対して、企業の高度な技術力に係る技術提案及び当該技術提案による施工計画を提出し、それらが適正と認められること。

【機器の製造を主体とする工事のみ】

(9) 次に示す機器の製造実績を有すること。

本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、下表に示す機器について平成 年度【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする。】以降に施工(納入)した同種機器のうち、代表的なものを1件記載する。

【非常用設備工事の例】

主要機器	<ul style="list-style-type: none">・トンネル内消火栓・火災検知器・防災受信盤 「機械電気通信機材仕様書集 西日本高速道路株式会社 平成 年 月」による
------	--

同種機器	トンネルまたは公衆の集まる施設等に設置する消火栓、及び火災検知器、監視盤
------	--------------------------------------

製造業者とは、今回工事における主要機器の製造予定業者とする。

当該工事に使用する予定の主要機器の製造業者は、原則として1社とする。ただし、製造業者を1社に特定できない場合は、候補となる業者を複数記載してもよい。なお、工事実施にあたっては、確認資料で提出した製造業者の機器を選定しなければならない。

同種機器の納入実績が無い場合は競争参加資格がないものとする。

記載内容様式 - 3「同種工事の施工実績」の記載方法に準じて当該工事（納入）契約書に記載の工事（納入）名、工事（納入）内容、工事（納入）場所、工（納）期、発注者名を記入する。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

【保守技術支援体制を求める工事のみ】

(10) 次に示す主要機器の保守技術支援体制を有すること。

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を受け、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う会社名、組織名及びその所在地を記入する。なお、記載の際には施工地域内（県又は市）の会社名を優先的に記載する。

保守技術支援は、原則として自社の組織とするが、アフターサービスを主体とする会社等に依頼する場合は、その会社名（複数ある場合は代表的な会社1社）と組織名を具体的に記入すること。

保守技術支援体制が無い場合は、競争参加資格がないこととなるので必ず記入すること。

保守技術支援体制表を添付すること。保守支援体制図には、上記で記載した組織以外に関連のある組織（例：営業部、修理部門等）についても関連が具体的にわかるように流れ図方式で記載する。（所在地及び連絡先も併記する。）

(11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領」（以下「指名停止要領」という。）に基づき、「地域（市、県及び市）」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に指名停止を受けていないこと。

(12) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ) 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができること。

【共同企業体を甲型とする場合に記載する。】

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）（以下「協定書案」という。）が提出されていること。

【単体及び2社JVの混合入札の場合に記載する。】

二)各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合に記載する。】

二)各構成員の出資比率が3社で構成される場合は20%以上、2社で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【共同企業体を乙型とする場合に記載する。】

八)工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)(以下「協定書案」という。)が提出されていること。

【異種工種で構成され、それぞれの工種について競争参加資格要件を設定している場合に記載する。】

八)工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)(以下「協定書案」という。)が提出されていること。ただし、各構成員が両工種の有資格者である場合は、当該協定書案は、(甲)(乙)どちらでもよい。

【単体及び2社JVの混合入札の場合に記載する。】

二)標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合に記載する。】

二)標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(13)下記7.(1)に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。

(14)警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【入札前価格見積方式の場合】

(15)入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

(16)競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

以下のいずれかの場合に該当する資本関係

)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

以下のいずれかの場合に該当する人的関係

)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

組合の理事

その他業務を執行する者であって、（イ）からまでに掲げる者に準ずる者

）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

）その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6．総合評価に関する事項

【協議合意方式ではない場合】

（1）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」並びに「企業の基礎的な技術力」、「企業の高度な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」【総合評価落札方式の区分及び設定する評価項目に応じて記載する。】

に係る技術提案をもって入札に参加し、入札価格が契約制限価格の範囲内にある者のうち、

（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

【協議合意方式の場合】

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」、「企業の高度な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」【設定する評価項目に応じて記載する。】に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、以下の方法により落札者を決定する。

契約参考価格以下の価格をもって入札した者があった場合

契約参考価格の範囲内で入札した者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者若しくは協議対象者とする。

契約参考価格以下の価格をもって入札した者がなかった場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者がなかった場合、入札者に対する指示書第 18-3 に基づき評価値が最も高い者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

及び において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者又は協議対象者を決める。

(2) 総合評価の方法

イ) 技術評価点の最高点を 点とする。ただし、次の場合、競争参加資格確認結果通知の日を基準日とする次の付加点を付与するものとする。なお、付加点の付与に際しては、基準日以降の入札辞退等を考慮しないものとする。【施工実績確認型の場合は記載しない】

技術評価点 1 位の者が 2 者以上の場合

技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な 1 者に対し 0.5 点

技術評価点 1 位の者と 2 位の者との差が 0.5 点未満の場合

1 位の者に対し 2 位の者との技術評価点の差が 0.5 点となる点数

【以下のロ)項目は、総合評価落札方式ガイドラインに基づき工事種別及び総合評価落札方式の区分ごとに、資格審査及び技術審査を行うために必要なものを記載すること。】

ロ) 技術評価点は、提出された技術提案を次の各号に掲げる評価項目ごとに評価し、その結果として付与された得点を合算することにより算出する。

【施工実績確認型、施工能力評価型(簡易型)及び施工計画提案型(標準型。ただし、政府調達協定基準額以上の工事を除く。)の場合に求める評価項目に応じて記載する。】

企業の基礎的な技術力

(1) 企業の施工能力

・工事成績

西日本高速道路株式会社が発注した工事における、平成 年度以降【過去 5 年間】の 工事【競争参加資格を求める工事種別を記載する。】の平均成績評定点

・優良工事表彰

西日本高速道路株式会社並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び国土交通省が発注した工事における、平成 年度以降【過去 3 年間】の 工事【競争参加資格を求める工事種別を記載する。】の表彰実績。なお、複数回(同一年度に複数回の表彰実績がある場合は、評価が最大のものを加算対象とする。)の表彰実績があれば、それぞれ加算累計する。

・契約後 V E 提案実績

西日本高速道路株式会社が発注した工事における、平成 年度以降【過去 3 年間】の 工事【競争参加資格を求める工事種別を記載する。】の「契約後 V E 縮減額証明書」の実績

(2) 配置予定技術者の能力

- ・主任(監理)技術者の施工実績及び工事成績

平成 年度以降【過去10年間。ただし、当年度から10年間遡ると平成14年度以前となる場合は、平成13年度とする。】の同種工事の施工実績及びその工事成績

- ・主任(監理)技術者の保有資格

上記5.(6)により競争参加資格として求める資格以外で、本工事に有効な資格の有無

(3) 施工体制

- ・品質管理又は安全管理の専任技術者の配置状況

元請技術者の現場配置計画及び品質管理又は安全管理の専任技術者の配置の有無

【施工能力評価型(簡易型)の場合に、求める評価項目に応じて記載する。】

(4) 簡易な施工計画

- ・工程管理に係る技術的所見
- ・品質管理に係る技術的所見
- ・安全管理に留意すべき事項
- ・施工上配慮すべき事項

【施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型の場合に、求める評価項目に応じて記載する。】

企業の高度な技術力

(1) 総合的なコスト

・

(2) 性能・強度等

・

(3) 社会的要請

・

(4) 施工計画

・

(5) 工事中のコスト削減

- ・契約後V E 提案につながる基本的な考え方

契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、コスト削減が可能となる技術提案(契約後V E)につながる基本的な考え方を提案すること。なお、施工実績を有する等提案時点で確実なコスト削減が見込まれるものを優位に評価するものとし、効果の程度及び範囲が不適切又は低いと判断される提案並びに具体的な金額の根拠が不明確な提案は評価しない。また、本評価項目は、入札価格には反映しないものとする。

【施工能力評価型及び施工計画提案型(標準型。ただし、政府調達協定基準額以上の工事を除く。)の場合に、求める評価項目に応じて記載する。】

企業の信頼性・社会性

(1) 社会貢献度

- ・環境への取組み

工事現場及び現場事務所における環境への取組みが、次の各号の一に該当する場合に評価する。なお、本項目においては入札参加者の任意で実施する環境への取組みを評価するものであり、ゴミ分別収集等の各自治体等で定められているものや設計図書等において義務付けている環境対策は評価の対象としない。

- 1)地球温暖化の防止に関する取組み
- 2)循環型社会の形成に関する取組み
- 3)沿道環境の保全と改善に関する取組み
- ・障がい者雇用の取組み
企業における障がい者雇用の取組みについて評価する。

(2) 地域精通度

- ・近隣地域での施工実績
平成 年度以降【過去10年間】に元請として完成・引渡し完了した 県内における公共工事の施工実績
- ・緊急時の施工体制
県内に技術者・資機材等の拠点（本店所在地）の有無。なお、特定建設共同企業体の競争参加資格が認められている場合、特定建設共同企業体のいずれかの構成員が同県内に本店を有する場合でも評価する。

(3) 地域貢献度

- ・災害協定等
県内の西日本高速道路株式会社及び行政機関（国・県・市等）との災害協定の有無。ただし、提出された協定書等の写しにおいて、申請書及び資料の提出期日における当該協定等の有効性が証明できなければ、実績として認めない。
- ・建設資材の購入予定
当該工事で使用する建設資材に占める 県産品の購入予定。
- ・下請負人の使用予定
当該工事の一次下請工事全体に占める 県内企業の使用予定

八) 価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、次表に定めるところにより算定するものとする。【本要領第1条第2項第七号に掲げる工事種別の場合、以下を追加】ただし、開札時における最低入札額が審査対象基準価格を下回る場合に限り、最低入札額を価格評価基準額とする。

X ≤ X0 の場合	$Y = - (X - X0) ^ 2 / (2 \times (100 - X0)) + 100$
X0 > X の場合	$Y = 0$

この式においてX、X0及びYは、それぞれ次の値を表すものとする。

- X 入札率 = 入札価格 / 契約制限価格 × 100
- X0 価格評価基準額 / 契約制限価格 × 100
- Y 価格評価点

二)価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の技術評価点と、当該入札者の入札価格に対する評価点(価格評価点)を合算した評価値をもって行う。

(3) 評価項目及び基準

入札参加希望者は別表に定める評価項目について、設計図書、評価内容等を踏まえて技術提案を行い、項目ごとに評価基準に基づく技術評価を受けることにより、配点の範囲内で評価点を付与される。

また、評価項目のうち資格審査の対象となっているものについて、技術審査の結果、最低限の要求要件を満たさないと判断されたときは、競争参加資格が認められない。

【次の(4)～(6)は、標準案を提示して技術提案を求める工事の場合に記載する。】

(4) 企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

(5) 上記(4)により提出された標準案に対する企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知するとともに、当該技術提案が適正と認められなかった場合、又は当該技術提案と標準案に基づく施工計画の両方を提出した入札参加希望者に対して、標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合は、当該技術提案が適正と認められなかった理由を付するものとする。入札参加希望者は、当該技術提案が適正と認められなかった理由について、説明請求及び苦情の申立てを行うことができる。

(6) 技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

【次の(4)・(5)は、標準案を提示しない高度技術提案型総合評価落札方式による工事の場合に記載する。】

(4) 企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知するとともに、当該技術提案が適正と認められなかった場合はその理由を付するものとする。入札参加希望者は、当該技術提案が適正と認められなかった理由について、説明請求及び苦情の申立てを行うことができる。

(5) 当該技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、これに違反した入札は無効とする。なお、当該技術提案が認められなかった者については、競争参加資格を認めない。

【次の(7)・(8)は、施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型総合評価落札方式による工事の場合に記載する。】

(7) 企業の高度な技術力に係る技術提案については、その内容に関する事項が当該提案者以外の者に知られることのないように取り扱うとともに、当該提案者の了承を得ることなく当該提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者からの技術提案については、採用した理由の説明を求められた場合に、その他の入札者からの技術提案に対して優位に評価した点を公表することがある。

(8) 企業の高度な技術力に係る技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用することができるものとする(ただし、工業所有権等の排他的権利に基づく提案については、この限りでない。)

(9) 技術提案書の作成説明会は開催しない。

【技術提案資料作成説明会を実施する場合に記載する。】

(9) 技術提案資料作成説明会

技術提案資料作成説明会を実施することとし、日時、場所、参加申込方法等については下記 8 .

(6) のとおりである。

(1 0) 配置予定技術者のヒアリングは原則として実施しない。

【配置予定技術者のヒアリングを実施する場合に記載する。】

(1 0) 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者のヒアリングを下記の要領で実施する。

資料で求めた専任で配置する技術者について、資料提出後ヒアリングを実施する。ヒアリングの内容は、「企業の高度な技術力に係る技術提案に基づく施工計画」及び「配置予定技術者の能力」とする。

必要に応じて、上記 以外の資料のヒアリングを行うことがある。

上記 及び のヒアリングについては、次のとおり予定している。

イ) 日 時：平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで

ロ) 会 場：西日本高速道路株式会社 支社経理課 **【契約担当部署を記載】**

(住 所) 〒 - 県 市 区

(電話番号) - -

ハ) 実施方法：イ) の期間のうち、ヒアリング希望日を別紙 - により申請書及び資料の提出に併せて提出すること。なお、出席者は配置予定技術者とする。また、企業別のヒアリング日時は追って通知する。

ニ) 実施内容：上記 5 . (5) に掲げる資格があることの確認、専門技術力、当該工事の理解度・取り組み姿勢等

ホ) その他：申請時に配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補技術者を配置することもできるが、その場合、各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たすとともに、上記 のうち「配置予定技術者の能力」に係る技術評価が最も低い技術者の評価点を採用するものとする。

【次の(1 1) ~ (1 4) は、高度技術提案型総合評価落札方式による工事の場合に、必要に応じて記載する。】

(1 1) 技術提案の改善

本工事においては、発注者との対話を通じて技術提案の内容を改善する手続きを設けており、下記のいずれかの場合に実施するものとする(以下「技術的対話」という。)

技術提案の記載内容について、発注者が審査した上で下記(1 2) に示す期間に改善を求め、提案者が応じた場合。

技術提案の記載内容について、下記(1 2) に示す期間に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(12) 技術的対話の実施

上記(8)に係る技術的対話を下記の要領で実施する。

期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

その他：企業別の日時、場所及び方法は追って通知する。

(13) 再技術提案書の提出期間等

提出期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日【年未年始に入札手続期間が含まれる場合は、「祝日及び年未年始(平成 年 12月29日()から平成 年 1月3日())」とする。】(以下「休日」という。)を除く毎日午前 時から午後 時まで

提出場所：上記3.に同じ。

提出方法：下記8.(2)に同じ。

(14) 再技術提案書のヒアリング

再技術提案書のヒアリングを下記の要領で実施する。

期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

場所：

(住所)〒 - 県 市 区

(電話番号) - -

その他：企業別のヒアリング日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、配置予定技術者及び再技術提案書の内容を説明できる者とする。

(15) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法のうち評価の対象とした施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責に帰すべき事由により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、評価された項目ごとに以下のとおり工事成績評定点を減ずる措置を行う(ただし、減点の累計は最大で - 15点までとする。)とともに、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。

【以下の評価項目は、総合評価落札方式ガイドラインに基づき必要なものを記載すること。】

評価項目	減点事由	成績評定点の減点
施工体制	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	- 3点
簡易な施工計画	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	- 3点
企業の高度な技術力に係る技術提案及び具体的な施工計画	技術提案の内容どおり実施できなかった場合 評価項目の総体ではなく、評価項目の細目	- 5点 未履行の項目ごとに累積する。

	に対して提案された項目ごとに判定する。	
工事中のコスト削減	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	- 3点
社会貢献度	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	- 3点
地域貢献度	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	- 3点
NEXCO西日本貢献度	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	- 3点

7. 設計業務の請負人等

(1) 上記5.(13)中の「下記7.(1)に示した工事に係る設計業務等の請負人」とは、次に掲げる者である。

- ・ 設計株式会社

(2) 上記5.(13)中の「当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、具体的に次の一又は二に該当する者である。

イ) 当該請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

ロ) 当該請負人の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

8. 競争参加資格及び技術提案の確認資料

(1) 本工事の競争入札へ参加を希望する者は、次の各号に掲げる資料(以下「申請書等」という。)を提出して、競争参加資格の審査及び技術提案の評価を受けなければならない。

イ) 競争参加資格確認申請書(別記様式1)

ロ) 上記5.(1)から()までに掲げる競争参加資格を有すること、及び上記6.(2)ロ)又は別表に掲げる評価項目に対する技術提案の内容を明らかにした資料

ハ) 入札参加希望者が共同企業体を構成する場合は、共同企業体協定書案

【共同企業体協定書案は、共同企業体を甲型とする場合は、書式第1号(その1)を、共同企業体を乙型とする場合は、書式第1号(その2)を、異種工種の組合せとした場合は、書式第1号(その1)および(その2)を渡すものとする。】

(2) 申請書等の提出方法は次のとおりとし、提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

提出期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は、「、祝日及び年末年始(平成 年 12月29日()から平成 年1月3日())」とする。】(以下「休日」という。)

を除く毎日午前 時から午後 時まで

提出場所：上記3.に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送()すること。(ただし、郵便(書留

郵便に限る)又は託送によるときは、期限までに上記3.へ必着させること。) 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

【入札前価格見積方式の場合】

(3) 入札前価格見積

本工事の競争入札へ参加を希望する者は、申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。見積書は、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」とされた項目について別添「見積書作成要領」により作成すること。

見積書提出期間、提出場所及び提出方法

上記8.(2)に同じ。【申請書等の提出期間等と同じ】

入札前価格見積方式に関する見積書を期限までに提出しない場合、当該入札者は、競争参加資格のない者とし、以後の入札手続きに参加できない。

技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成 年 月 日()までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。詳細については、別途連絡を行う。

入札者は、技術確認において入札前価格見積方式に関する見積書の変更が生じた場合は、再度、それらを反映した入札前価格見積方式に関する見積書(以下「再度見積書」という。)を提出しなければならない。再度見積書の提出期限等は、別途連絡を行う。なお、再度見積書の提出を要請したが、期限までに提出しない場合は、辞退届を提出すること。辞退届を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成 年 月 日()午後 時までに持参、郵便(書留に限る)又は託送の方法により、上記3.の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

(4) 確認資料の作成方法

【以下の項目は、総合評価落札方式ガイドラインに基づき工事種別及び総合評価落札方式の区分ごとに、資格審査及び技術審査を行うために必要なものを記載すること。】

確認資料整理表

上記8.(1)ロ)に定める確認資料を提出するに当たり、添付すべき確認資料の記載内容を整理した一覧表(別記様式)を作成する。

施工実績(別記様式)

上記5.(5)に掲げる資格の有無を判断できる同種工事の施工実績を記載すること(同種工事を各工種毎に1件記載する。)各工種の施工実績を同一の工事とする必要はない。共同企業体の場合は、構成員毎に作成する。

優良工事表彰

別記様式 に記載し、必要な資料を添付して提出すること。

契約後 V E 提案実績

別記様式 に記載し、必要な資料を添付して提出すること。

【配置予定技術者に施工実績を求める場合は以下の を記載する。求めない場合は 以下を 1 ずつ繰り上げる】

配置予定の技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）

上記 5 .(6) に示す配置予定技術者の同種工事の経験を確認する資料は、別記様式 によるものとする。また、上記 5 .(6) に示す配置予定技術者の資格を確認する資料は、別記様式 によるものとする。これらの資料を作成するに当たっては、各様式の記入上の注意事項に従って記入すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことによって配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書等を提出した者は、直ちに当該申請書等の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

【施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型で、ヒアリングを実施する場合に記載する。】

なお、配置予定技術者のうちヒアリングに出席する技術者は、同種工事の施工経験及び本工事に関する技術的所見を別記様式 に記載して提出すること。

施工体制（品質管理又は安全管理の専任技術者の配置）

施工計画概要（別記様式 ）に「施工体制計画」を記載し、必要な資料を添付して提出すること。

本評価項目は、上記 6 .(1 5) の対象として、工事实施後に履行確認を行う。

【施工能力評価型（簡易型）総合評価落札方式による工事の場合に記載する。ただし、本要領第 5 条第 3 項の規定に係るものは記載しない。】

簡易な施工計画

簡易な施工計画の評価項目に記載している「 に係わる技術的所見（安全管理に留意すべき事項、施工上配慮すべき事項）」を別記様式 に記載して提出すること。ただし、施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

簡易な施工計画の審査は、工事特性及び工事内容の理解度を審査する。なお、記載内容が不適切な場合は欠格とする。

本評価項目は、上記 6 .(1 5) の対象として、工事实施後に履行確認を行う。

【施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型の場合に記載する。】

企業の高度な技術力に係る提案

上記 6 .(2) 口) の各号に掲げる評価項目に係る技術提案については、次の各号に定める提案数の範囲内で、所定の様式に提案内容を記載することにより行うとともに、その概要を確認資料整理表（別記様式 ）に記載すること。なお、次の(1)から(3)までの各号については、各号に定める提案数を順守するとともに、当該 3 号に係る技術提案の総数を までとしなければならない。

【標準案を提示しない高度技術提案型の場合は記載しない。】

標準案に対する技術提案のみを行い、標準案により施工する意思を有さない入札参加希望者は、別記様式 1 においてその意思を表示した上で、次の各号に掲げる方法により技術提案及び当該計画による施工計画を提出すること。この場合、確認資料整理表（別記様式 ）に技術提案の概要を記入すること。

標準案に対する技術提案を行わない入札参加希望者は、別記様式 1 においてその意思を表示した上で、標準案による施工計画を別記様式 に記載して提出すること。この場合、確認資料整理表（別記様式 ）に標準案による施工に当たっての技術的所見を記入すること。

標準案に対する技術提案を行うが、当該提案が適正と認められない場合には標準案により施工する意思を有する入札参加希望者は、別記様式 1 においてその意思を表示した上で、技術提案及び当該提案による施工計画を別記様式 に、並びに標準案による施工計画を別記様式 9 にそれぞれ記載して提出すること。この場合、確認資料整理表（別記様式 ）に技術提案の概要及び標準案による施工に当たっての技術的所見を記入すること。

本評価項目は、上記 6 .(1 5) の対象として、工事实施後に履行確認を行う。

- (1) 総合的なコスト（別記様式 : 提案数 以内）
- (2) 性能・強度等（別記様式 : 提案数 以内）
- (3) 社会的要請（別記様式 : 提案数 以内）
- (4) 施工計画（別記様式 : 提案数 以内）

技術提案、標準案又は技術提案と標準案の両方【標準案を示さない高度技術提案型の場合は記載しない。】による施工計画を提出すること。施工計画の審査は、施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた適切な内容であるか否かを審査する。ただし、施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

- (5) 工事中のコスト削減（別記様式 : 提案数 以内）

社会貢献度

- (1) 環境への取組み

別記様式 に記載して提出すること。提案件数は最大 4 提案までとする。

本評価項目は、上記 6 .(1 5) の対象として、工事实施後に履行確認を行う。

- (2) 障がい者雇用の取組み

別記様式 に記載し、必要な資料を添付して提出すること。

近隣地域での施工実績及び緊急時の施工体制

別記様式 に記載し、必要な資料を添付して提出すること。

災害協定等

別記様式 に記載し、必要な資料を添付して提出すること。

建設資材の購入予定

当該工事で使用する建設資材の内、別記様式 に示す対象建設資材の 県産品の購入予定を記載して提出すること。

本評価項目は、上記 6 .(1 5) の対象として、工事实施後に履行確認を行う。

下請負人の使用予定

別記様式 に記載して提出すること。

本評価項目は、上記6.(15)の対象として、工事実施後に履行確認を行う。

(5) 確認資料の審査・評価に係る注意事項

施工実績及び経験の確認

上記5.(5)の同種工事の施工実績及び上記5.(6)の配置予定技術者に係る同種工事の経験【配置予定技術者に施工実績を求める場合】を確認するに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

【施工能力評価型（簡易型）で簡易な施工計画を求める場合に記載する。】

簡易な施工計画に係る提案の評価方法

上記6.(2)ロ) (4)の簡易な施工計画に係る技術提案が次の各号の一に該当するときは、当該提案を評価しない。

- (1) 工事延長、工期の変更等、施工条件の変更を伴う提案
- (2) 現場条件の精査を伴い、工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する可能性の高い提案
- (3) 実施にあたり、関係機関の協議等、第三者との調整を要する提案
- (4) 工事目的物の変更（設計基準・仕様変更を含む。）を伴うものや他工事に影響する過度な環境対策等に関する提案
- (5) 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案

なお、過度なコスト負担を要する提案例は、西日本高速道路株式会社ホームページに掲載している。

掲載場所	アドレス
西日本高速道路（株）ホームページ（企業情報）> 調達・お取引 > 基準・要領等	http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/

また、本工事における過度なコスト負担を要する提案とは、下記の事例を想定している。

【施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型の場合に記載する。】

企業の高度な技術力に係る提案の評価方法

上記6.(2)ロ) の企業の高度な技術力に係る技術提案が次の各号の一に該当するときは、当該提案を評価しない。

- (1) 工事延長、工期の変更等、施工条件の変更を伴う提案
- (2) 現場条件の精査を伴い、工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する可能性の高い提案
- (3) 実施にあたり、関係機関の協議等、第三者との調整を要する提案
- (4) 工事目的物の変更（設計基準・仕様変更を含む。）を伴うものや他工事に影響する過度な環境対策等に関する提案

- (5) 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案
 なお、過度なコスト負担を要する提案例は、西日本高速道路株式会社ホームページに掲載している。

掲載場所	アドレス
西日本高速道路(株)ホームページ(企業情報) > 調達・お取引 > 基準・要領等	http://corp.w-nexco.co.jp/procurement/guideline/

また、本工事における過度なコスト負担を要する提案とは、下記の事例を想定している。

【競争参加資格確認資料(技術提案資料)作成説明会を実施する場合に記載する。】

(6) 競争参加資格確認資料(技術提案資料)作成説明会

競争参加資格確認資料作成説明会を下記の要領で実施する。

日 時：平成 年 月 日() 午前 時から 午前 時

場 所：

(住 所)〒 - 県 市 区

(電話番号) - -

参加申込方法：競争参加資格確認資料(技術提案資料)作成説明会に参加を希望する場合は、書面(様式は自由)を申込先へ持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送することにより申し込むものとする。なお、電送によるものは受け付けない。

申込書受領期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの休日を除く毎日午前 時から午後 時まで

申込先： 上記3.に同じ。

【競争参加資格確認資料(技術提案資料)のヒアリングを実施する場合に記載する。】

(7) 競争参加資格確認資料(技術提案資料)のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを下記の要領で実施する。

期 間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

その他：企業別のヒアリング日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、競争参加資格確認資料の内容を説明できる者とする。

(8) 競争参加資格の確認基準日は、上記(2)の申請書等の提出期限の日とし、その結果は平成 年 月 日()までに通知する。

(9) その他

申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

契約責任者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書等は、返却しない。

提出期限日以降における申請書等の差替え又は再提出は、いかなる場合にあってても認めない。

【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合は以下の を記載する。求めない場合は以下を1ずつ繰り上げる。】

【単一工種で構成される工事の場合に記載する。】

落札者は、配置技術者を確認資料に記載した候補技術者の中から1名以上配置しなければならない。

【異種工種で構成される工事の場合に記載する。】

落札者は、各々の作業期間中は配置技術者を確認資料に記載した各工種における候補技術者の中から1名以上配置しなければならない。

落札者は、確認資料に記載した内容は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該工事において必ず遵守しなければならない。また、やむを得ず変更する場合は、上記5.(6)の資格を満たす技術者の配置及び上記5.(8)の内容を満たす施工計画となるよう措置しなければならない。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合】

申請書等に関する問合せ先

上記3.に同じ。

【施工能力評価型(簡易型)(簡易な施工計画を求める場合に限る) 施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型の場合】

技術提案に対する評価結果の通知

簡易な施工計画に係る提案【施工能力評価型(簡易型)で簡易な施工計画を求める場合】企業の高度な技術力に係る提案【施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型の場合】において評価しない提案は、上記(8)における競争参加資格の確認結果と併せて入札参加希望者に対して通知する。

【高度技術提案型総合評価落札方式による工事の場合に記載する。】

9. 設計図書等の作成における技術提案の活用

企業の高度な技術力に係る技術提案及び当該技術提案による施工計画について審査を行った結果、適正と認められたものを活用して設計図書を作成し、契約制限価格を算定することがある。この場合、各入札参加者から提出された技術提案及び施工計画の部分的な内容を組み合わせることは行わない。また、西日本高速道路株式会社の基準等に定めのない新技術・新工法を含む提案を活用する場合には、当該提案の提出者に対して概算数量、単価表等の提出を求めることがある。

10. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由及び標準案に対する技術提案が適正と認められなかった理由【標準案を明示する工事の場合に記載する。】について、書面(別紙1 競争参加資格がないと認められた理由等の説明請求書)により、次に従い説明を求めることができる。

提出期限：平成 年 月 日() 午後4時00分

提出場所：上記3.に同じ

提出方法：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約責任者は、説明を求められたときは、平成 年 月 日() 【(1)の期限の翌日から5日目(休日含む。)に記載】までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

【条件付一般競争入札の場合に記載する。】

1 1 . 再苦情申立て

上記 1 0 . (2) の回答に不服がある者は、同回答を受け取った日から 7 日以内（休日を含まない。）に書面（別紙 2 再苦情申立書）により、契約責任者【事務所発注の場合は「支社長」とする。】に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。

提出場所：上記 3 . に同じ

その他：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

【現場説明を実施する場合に記載する。】

1 2 . 現場説明

現場説明を次に従い行う。

日 時：平成 年 月 日 () 午前 時から

場 所： 支社

(住 所) 〒 - 県 市 町字

(電話番号) - -

その他：設計図書等を保持している者は持参すること。

【施工計画提案型(標準型)及び高度技術提案型総合評価落札方式による工事の場合に記載する。】

1 3 . 設計業務成果の閲覧場所

資料の作成に当たり、次のとおり資料を閲覧することができる。

閲覧資料： 詳細設計業務委託報告書

閲覧場所：上記 3 . に同じ。

閲覧日時：競争参加資格確認申請書等の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 時 分から午後 時 分までのうち、下記により通知された日時とする。

閲覧時間： 時間以内とする（ただし、閲覧希望者が輻輳した場合は閲覧時間を短縮する場合がありますので、下記により早めに申し込むこと。）

閲覧方法：閲覧については予約制とし、事前に上記 3 . の契約担当部署に別紙 3 により F A X で申し込むこと。別途、申込みのあった者に対して閲覧日時及び閲覧の条件を通知する。

1 4 . 入札説明書【等】に対する質問

(1) 【現場説明及び】この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。【注：【 】は、現場説明会を行う場合のみ記載する。】

受領期間：平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前 時から午後 時まで。

提出場所：上記 3 . に同じ。

提出方法：書面は持参、郵便(書留郵便に限る)又は託送することにより提出するものとし、

電送によるものは受け付けない。

- (2) 上記(1)により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は、次のとおり閲覧に供するとともに、申請書等を提出した入札参加希望者に電送するものとする。

期 間：回答日の翌日から平成 年 月 日()までの休日を除く毎日、午前 時から午後 時まで。

場 所： 支社

(住 所)〒 - 県 市 町字

15. 入札書提出の期限、場所及び方法

入札公告 ()のとおり。

16. 単価表【工事費内訳書】の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した単価表【工事費内訳書】の提出を求める。単価表【工事費内訳書】は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとするが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表【工事費内訳書】を提出するものとする。

- (2) 単価表は、会社が配布した単価表【工事費内訳書】(単価【金額】が記載されていないもの)の電磁的記録に単価及び金額を記載したものとする。

- (3) 単価表【工事費内訳書】は、返却しない。

- (4) 単価表【工事費内訳書】の提出の期限、場所及び方法は入札者に対する指示書による。

17. 開札の日時及び場所

入札公告 ()のとおり。

18. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記5.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

19. 落札者の決定方法

上記6.(1)のとおり。

20. 支払条件

契約書案による。

21. 火災保険付保の要否

工事共通仕様書「1- - 保険の付保」による。

2 2 . 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

【無の場合は、以下の記述は不要】

当該工事と連続して施工する予定の延長約 mのトンネル工事を当該工事の契約の締結者と随意契約を行う予定である。

【一般競争の場合に記載する。】

2 3 . 苦情の申し立て

本手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局） 電話 03 - 5253 - 2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

2 4 . 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 . に同じ。

2 5 . その他

（ 1 ） 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（ 2 ） 入札参加者は、別に示す契約書案及び入札者に対する指示書を熟読し、入札者に対する指示書を遵守すること。

（ 3 ） 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことができる。

【契約後 V E の場合に記載する】

（ 4 ） 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、企業の高度な技術力として、上記 6 .（ 2 ）口） (1)から(4)まで【「(5)工事中のコスト削減」に該当する項目を除いて指定する。】の各号により技術提案のあった範囲を除く。）。当該提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合。行わない場合は（ 6 ）以下を 1 ずつ繰り上げる】

（ 5 ） 落札者は、上記 8 .（ 1 ）の確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（ 6 ） 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承諾された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められ

ない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記5.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると承諾を得た者を配置しなければならない。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合】

(7) 不測の事態により本入札公告の内容に変更が生じた場合は、次のとおり措置する。

競争参加資格の確認結果の通知前の場合は、改めて公告するものとする。

競争参加資格の確認結果の通知後の場合は、資格を有すると認められた者に対し、書面により通知するものとする。

以 上

別表 技術評価基準

別記様式 1（競争参加資格確認申請書）

【別記様式 1 以下の様式については、個別工事における評価項目に応じ総合評価方式の適用ガイドラインに基づく様式を記載すること。ただし、企業及び技術者に求める実績に係る様式は一般競争入札方式等手続要領に基づくものを記載すること。】

別記様式 2（ ）

別紙 1 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

別紙 2 再苦情申立書

別紙 3 設計業務成果閲覧申込書

別表 技術評価基準

【下表は評価基準の例であり、総合評価方式の適用ガイドラインに基づき個別工事における評価項目、評価基準及び評価点等は、総合評価落札方式の区分に従い、当該工事の内容に応じて定める。】

評価項目		評価内容	評価基準		評価点	
					得点	配点
企業の基礎的な技術力	企業の施工能力	工事成績（過去5年間の 工事【本工事の工事 種別。以下、単に「同一工 種」という。】における平 均成績評定点）	85点以上		3.00	7
			80点以上85点未満		2.00	
			75点以上80点未満		1.00	
			75点未満又は実績なし		0.00	
		優良工事表彰（過去3年 間の 工事【同一工種】 における表彰実績） 評価点は累積（最大2 点まで）	NEXCO西日本の会長表彰実績あり		2.00	
			NEXCO西日本の支社長表彰実績あり		1.00	
			NEXCO中日本・東日本又は国土交通省の 表彰実績あり		0.50	
		契約後VE提案実績 （過去3年間の 工事 【同一工種】における提 案実績）	証明書あり（2件以上）		2.00	
			証明書あり（1件）		1.00	
			実績なし		0.00	
配置予定技術者の 能力	主任（監理）技術者の保有 資格	競争参加要件で求めるもののほか当該工事に 有効な資格を有する		1.00	3	
		競争参加要件で求めるものを有する		0.00		
	同種工事の施工実績及び 工事成績（平成 年度 以降）	同種工事で主任（監理）技術者又は現場代理 人として実績あり（工事成績が85点以上）		2.00		
		同種工事で主任（監理）技術者又は現場代理 人として実績あり（工事成績が80点以上）		1.50		
		同種工事で主任（監理）技術者又は現場代理 人として実績あり（工事成績が75点以上）		1.00		
		同種工事で主任（監理）技術者又は現場代理 人として実績あり		0.50		
		同種工事の実績あり		0.00		
施工体制	品質管理又は安全管理の 専任技術者の配置	元請技術者の現場配 置計画（延べ人・月） が入札参加者全体の	品質管理専任技術者 及び安全管理専任技 術者あり	2.00	2	

			平均以上、かつ、「平均値からの差 / 工事期間 1.5」	品質管理又は安全管理専任技術者あり	1.75	
				専任技術者なし	1.50	
			元請技術者の現場配置計画（延べ人・月）が入札参加者全体の	品質管理専任技術者及び安全管理専任技術者あり	1.50	
			平均以上、かつ、「平均値からの差 / 工事期間 1.0」	品質管理又は安全管理専任技術者あり	1.25	
				専任技術者なし	1.00	
			元請技術者の現場配置計画（延べ人・月）が入札参加者全体の	品質管理専任技術者及び安全管理専任技術者あり	1.00	
			平均以上、かつ、「平均値からの差 / 工事期間 0.5」	品質管理又は安全管理専任技術者あり	0.75	
				専任技術者なし	0.50	
			元請技術者の現場配置計画（延べ人・月）が入札参加者全体の	品質管理専任技術者及び安全管理専任技術者あり	0.50	
			平均以上、かつ、「平均値からの差 / 工事期間 <0.5～0」	品質管理又は安全管理専任技術者あり	0.25	
				専任技術者なし	0.00	
			簡易な施工計画	【次の評価項目から最大2項目を設定する。】 工程管理に係る技術的所見 品質管理に係る技術的所見 安全管理に留意すべき事項 施工上配慮すべき事項	に係わる技術的所見（安全管理に留意すべき事項、施工上配慮すべき事項）が適切であり、工事特性を踏まえた具体的な方策や特筆すべき事項の記載がある。	
		に係わる技術的所見（安全管理に留意すべき事項、施工上配慮すべき事項）が適切である。	0.00			
		記載内容が不十分又は不適切である	欠格			

企業の高度な技術力	総合的なコスト	<p>ライフサイクルコスト</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>	<p>【提案数値による定量評価】</p> <p>(例；補償費の支出を要する施工日数)</p> <p>目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案に応じて按分する。</p> <p>・最低限の要求要件： 日間</p> <p>・目標状態： 日間</p> <p>【提案内容に対する定性評価】</p> <p>維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する優れた工夫が見られる。(優)</p> <p>維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。(良)</p> <p>維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。(可)</p> <p>【コストとして評価】</p> <p>工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目についての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、契約制限価格に、契約制限価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。</p> <p>【発注者が指定した課題以外の技術提案】</p> <p>発注者が指定した課題以外に、競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付けて定性評価を行ってよい。</p>	満点 又は 評価 区分 毎の 得点
		<p>その他のコスト</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>		満点 又は 評価 区分 毎の 得点

	性能・強度等	<p>性能・機能</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>	<p>【提案数値による定量評価】</p> <p>(例；舗装構造提案による走行騒音値)</p> <p>最低限の要求要件を0点とし、最高の数値による技術提案対して満点を付与するとともに、その間の数値による提案に対しては按分した点数を付与する。</p> <p>・最低限の要求要件： d b</p> <p>【提案内容に対する定性評価】</p> <p>構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に優位な工夫が見られる。(優)</p> <p>構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。(良)</p> <p>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。(可)</p> <p>【発注者が指定した課題以外の技術提案】</p> <p>発注者が指定した課題以外に、競争参加者から積極的に工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付けて定性評価を行ってよい。</p>	満点 又は 評価 区分 毎の 得点	
	社会的要請	<p>環境の維持</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>	<p>【提案数値による定量評価】</p> <p>(例；車線規制を行う日数)</p> <p>目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案に応じて按分する。</p> <p>・最低限の要求要件： 日間</p> <p>・目標状態： 日間</p>	満点 又は 評価 区分 毎の 得点	
		<p>交通の確保</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>	<p>【提案内容に対する定性評価】</p> <p>(例；環境の維持)</p> <p>現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、優位な工夫が見られる。(優)</p> <p>現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画してい</p>	満点 又は 評価 区分 毎の 得点	

	<p>特別な安全対策</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>	<p>る。(良)</p> <p>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。(可)</p> <p>【発注者が指定した課題以外の技術提案】</p> <p>発注者が指定した課題以外に、競争参加者から積極的に社会的要請への対応に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付けて定性評価を行ってよい。</p>	<p>満点</p> <p>又は</p> <p>評価</p> <p>区分</p> <p>毎の</p> <p>得点</p>	
	<p>省資源・リサイクル</p> <p>【評価項目を具体的に記載する。】</p> <p>・</p>		<p>満点</p> <p>又は</p> <p>評価</p> <p>区分</p> <p>毎の</p> <p>得点</p>	
<p>施工計画</p>	<p>【個別課題に係る具体的な施工計画を記載する】</p> <p>・</p> <p>技術提案が認められなかった場合、又は技術提案を行わない場合で、標準案による施工計画を提出しないとき、又は提出した標準案による施工計画が適正と認められないときは欠格となる。</p>	<p>【提案内容に対する定性評価】</p> <p>現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優れた工夫や品質向上への取組みが見られる。(優)</p>		
		<p>現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。</p> <p>(良)</p>		
		<p>不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。(可)</p>	0	
		<p>内容が不適切である、又は提出がない場合。</p> <p>(欠格)</p>	欠格	
<p>工事中的コスト削減</p>	<p>契約後VE提案につながる基本的な考え方【具体的な課題を示す場合は、その内容を記載する】</p>	<p>【提案内容に対する定性評価】</p> <p>有効な提案であり施工実績があるなど実現性が高く、かつ、提案時点で一定額のコスト削減効果が見込める</p>		
		<p>有効な提案であり施工実績があるなど実現性も高い</p>		
		<p>有効な提案ではあるが、施工実績がない</p>		
		<p>有効な提案ではない(評価しない)</p>	0	

	高度な技術提案	<p>に関する施工方法</p> <p>高度技術提案型総合評価落札方式で標準案を明示しない場合は、当該部分に関する技術提案を求めていることから、これを提出しない場合又は内容不適切である場合には欠格となる。</p>	【提案内容に対する定性評価】		
			施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優位にも優れたものとなっている。		
			施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。	0	
			不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。	欠格	
企業の信頼性・社会性	社会貢献度	工事現場における環境への取組み	環境に配慮した取組みが3～4件ある	0.75	1
			環境に配慮した取組みが1～2件ある	0.50	
			環境に配慮した取組みがない	0.00	
		障がい者雇用の取組み	障がい者雇用が法定雇用率を満たす者	0.25	
			障がい者雇用が法定雇用率を満たさない者	0.00	
	地域精通度	近隣地域での施工実績	道路工事の実績あり	1.00	2
			その他の土木工事の実績あり	0.50	
			工事実績なし	0.00	
		緊急時の施工体制	本店あり	1.00	
			本店なし	0.00	
	地域貢献度	災害協定等の有無	施工県内に限定された災害協定あり	1.00	
			施工県内に限定された災害協定なし	0.00	
		対象建設資材の県産品の購入予定（金額比）	対象資材の75%以上	1.00	
			対象資材の50%以上75%未満	0.50	
対象資材の50%未満			0.00		
下請負人への県内企業の使用予定（金額比）		一次下請工事全体のうち50%以上	1.00		
		一次下請工事全体のうち25%以上50%未満	0.50		
	一次下請工事全体のうち25%未満	0.00			
評価点（合計）					

別記様式1（競争参加資格確認申請書）

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

西日本高速道路株式会社
●●支社長 ●● ●● 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名
電話番号

平成 年 月 日付けで入札公告のありました_____工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

○当社は、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。

○当社は、上記工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。

○当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の契約手続きには参加しません。

○今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

- 1 入札公告の記2の(4)に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告の記2の(5)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 共同企業体協定書案(共同企業体を構成する場合に限る。)

注1 共同企業体を構成する場合は、構成員の連名により申請して下さい。

注2 返信用封筒として、表に貴社の住所、氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙 1 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

平成 年 月 日

西日本高速道路株式会社

支社長 様

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者 印

平成 年 月 日付けで通知された、 工事に係る競争参加資格確認申請についての審査において、競争参加資格がないと認めた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

- 1 . 工事名
- 2 . 当該案件の公告日
- 3 . 疑問内容

以 上

別紙 2 再苦情申立書

説 明 請 求 書

平成 年 月 日

西日本高速道路株式会社
支社長 様

提出者) 住所
電話番号
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで通知された [REDACTED] について、次のとおり説明を求めます。

1. 工事名
2. 不服のある事項
3. 不服の根拠となる事項

別紙 3 設計業務成果閲覧申込書

設計業務成果閲覧申込書

西日本高速道路株式会社 支社経理課 宛

下記工事の設計業務成果の閲覧を希望します。なお、申込みに際しては注1及び注2を遵守します。

工 事 名	川橋上部工工事
閲覧希望日	(第一希望)平成 年 月 日 (第二希望)平成 年 月 日
閲覧希望時間	(第一希望) 時 から 時 (第二希望) 時 から 時
会 社 名	建設株式会社 代表者 印
担当者名	支店 部 課
担当者連絡先	TEL () : FAX ()

注1) 閲覧希望者の数により閲覧日時を調整させて頂く場合があります。なお、申込み当日の閲覧については対応できない場合があります。

注2) 本書式に必要事項を記入して、下記申込み先へFAXにより申し込んで下さい。ただし、閲覧当日には本紙を持参のうえ提出して下さい。

西日本高速道路株式会社 支社経理課

TEL () : FAX ()